

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案の概要

三位一体改革、税制改革等に伴い、児童手当について国と地方公共団体の負担割合を見直すとともに、支給対象年齢を引き上げること、基礎年金の国庫負担割合を引き上げること等の所要の改正を行う。

1 概要

(1) 国と地方公共団体の負担割合の見直し等

【児童手当法の一部改正関係】

- 国と地方公共団体の負担割合の見直しを行う。

	児童手当国庫負担金 [現行]	[改正後]
国	2/3 → 1/3	
都道府県	1/6 → 1/3	
市町村	1/6 → 1/3	

- 児童手当の支給対象年齢の引上げを行う。

	[現行]	[改正後]
小学校第3学年修了まで (9歳到達後最初の年度末まで)	→	小学校修了まで (12歳到達後最初の年度末まで)

(注)所得制限の引上げ(政令事項) [現行] 780万円 → [改正後] 860万円 サラリーマン世帯 夫婦十子ども2人の場合(収入ベース)

【児童扶養手当法の一部改正関係】

- 国と地方公共団体の負担割合の見直しを行う。

	児童扶養手当給付費負担金 [現行]	[改正後]
国	3/4 → 1/3	
都道府県・市等	1/4 → 2/3	

【国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正関係】

- 基礎年金の国庫負担割合の引上げ

平成17年度に引き続き、基礎年金の国庫負担割合を引き上げる。

[17年度] 1/3+11/1000+[単年度限りの措置]1,101億円 → [18年度] 1/3+[定率化] 25/1000

(2) 負担金・補助金の廃止等

【地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律等の一部改正関係】

- 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合の見直しと、特定施設の事業者指定の見直しなどを行う。

	保険給付費の負担割合 [現行]	[改正後]
国	25% → 20%	
都道府県	12.5% → 17.5%	

【児童福祉法等の一部改正関係】

- 公立の障害福祉施設及び保護施設に係る施設整備費等の一般財源化を行う。

2 施行期日 平成18年4月1日